

一宮監公表第4号

令和元年11月25日

一宮市監査委員	和家	淳
一宮市監査委員	岸澤	修
一宮市監査委員	長谷川	八十
一宮市監査委員	高橋	一

補助金等交付団体の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、補助金等交付団体及び団体への補助金等交付事務所管課の監査を、都市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

補助金等交付団体の監査結果報告

1 監査対象

(1) 対象補助金

グループホームいずみ運営費補助金（平成30年度交付額1,465,550円）

(2) 補助金等交付団体

社会福祉法人一宮市社会福祉事業団

(3) 所管課

福祉部福祉課

(4) 対象期間及び範囲

- ・ 補助金等交付団体の平成30年度の事務執行状況のうち、市が交付している補助金に係る出納その他の事務の執行状況
- ・ 前記団体に対する所管課の補助金交付事務

2 監査場所

監査事務局及び関係団体

3 実施年月日

令和元年9月18日から令和元年11月21日まで

4 監査の着眼点

○ 団体関係

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

エ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

カ 補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。

キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

- ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- ケ 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- コ 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。
- サ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

○ 所管関係

- ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
- ウ 財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。
- エ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- オ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- カ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- キ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。また、補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。
- ク 損失補償及び債務保証を行っている場合、その内容、その理由等は妥当か。
- ケ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。
- コ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- サ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- シ 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。

5 監査方法

当該補助金に係る出納その他の事務について、会計諸帳簿、証拠書類等の調査を行うとともに、団体常務理事等関係職員及び団体への補助金等交付事務の所管課長等関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

6 監査結果

市所管課の補助金等交付事務の一部で見受けられた留意事項については、次に述べるとおりである。また、当団体への補助金に係る同団体の出納その他の

事務については、おおむね適正に処理されていた。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

[留意事項]

○ 福祉部福祉課（所管課）

- (1) 当該補助金の交付に当たり、補助の目的や必要性、補助金額の算定基準、対象経費の範囲等を定めたことを記録した文書がなく、要綱も整備されていなかった。市の意思決定は必ず文書により記録するとともに、要綱の整備などにより補助金額の算定の根拠について明確にし、補助金交付の適正性と透明性を確保されたい。
- (2) 補助対象経費となっている修繕費積立について、積立金の具体的な使途や計画について確認していなかった。同じく人件費について、同団体に別途行わせている指定管理者業務等との按分により算出されたものであるが、その算出方法や根拠について確認していなかった。交付決定及び完了報告書提出の際の補助対象経費に係る審査を十分に行われたい。